

# 令和3年度県民参加型予算「みんなでつくるかみえの予算」実施要綱

## 1 実施目的

県民の皆さんの新たな発想や身近な問題意識を事業の構築に取り入れ、事業の質の向上や限られた資源の有効活用を図るとともに、予算の使い道について県民の皆さんの理解、共感及び納得性を高めながら、県民の皆さんに県政に参画していただくことを目的とし、県民参加型予算「みんなでつくるかみえの予算」（以下「みんなつく予算」という。）を実施する。

## 2 募集事業

### (1) 募集テーマ

募集テーマを「あったかいDX<sup>※</sup>を通じて暮らしやすい社会をつくるアイデア」とし、募集テーマに該当する事業（提案を含む）を募集する。想定事業費は、1事業につき、概ね1,000万円以内とする。

提案募集は、以下の2種類とする（②の個別課題は別途提示する）。

- ①「あったかいDXに関する自由提案」
- ②「あったかいDXを通じて解決したい個別課題に関する提案」

※あったかいDX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、DXの推進により、家庭・職場・地域などのそれぞれの場所において、新しく何かにチャレンジできる時間を創出し、子育て世代も高齢者世代もみんなの想いが実現する、暮らしやすい寛容な社会づくりに寄与するもの

### (2) 募集テーマの狙い

三重県は、コロナ禍でも、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会の実現に向けて、市町を含めた行政の変革のみならず、社会全体のデジタル化に向けて全国に先駆けた取組を加速させている。

そこで、デジタル社会の未来像やデジタル化を通じた県政における個別課題の解決策等について、県民の皆さんはもとより、国内外から幅広くご提案をいただき、スピード感を持って取り組んでいくことで、県民の皆さんの想いの実現につなげる。

### (3) 募集事業から除外するもの

次のアからケまでのいずれかに該当すると認められるものは、募集事業から除外する。

- ア テーマに該当しないもの
- イ 事業実施が不可能なもの
- ウ 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- エ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

- オ 現金給付又は施設整備のみを目的とするもの
- カ 公序良俗に反するもの
- キ 既存事業又は過去に実施した事業と同一の内容であると認められるもの
- ク 提案者の要件を満たさない者が提案したもの
- ケ その他、三重県が実施する事業としてふさわしくないもの

### 3 提案者

#### (1) 提案者の要件

年齢・居住地を問わず、どなたでも応募可能とする。また、単独でも複数名のグループでも提案者となることができる。

#### (2) 提案者から除外する者

次のアからエまでのいずれかに該当すると認められるものは、提案者となることはできない。

ア 三重県職員

イ 三重県議会議員

ウ 法人

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）関係者

### 4 提案方法

提案者は、「みえDXアイデアボックス」（以下「アイデアボックス」という）のアカウントを作成し、ログインした上で、必要事項を記入した提案を投稿する。

アイデアボックスを通じた提案が難しい場合、必要事項を記入の上、メール又は郵送等により総務部財政課に送付する。なお、この場合、事務局が提案内容をアイデアボックスに転記し、掲載することとする。

### 5 審査方法

#### (1) 提案の審査

提案募集の受付終了後、所管部局において提案の内容を審査し、事業構築の参考とする。

なお、提案の内容や趣旨を尊重しつつ、アイデアボックスに寄せられた意見等もふまえて、必要に応じて所管部局において修正・変更を行う場合がある。

#### (2) 提案の審査の視点

提案内容の審査は次のアからカまでの視点により実施する。

ア 必要性

- ・ 社会情勢の変化等により、県民や社会のニーズが高まっているか

イ 具体性

- ・ 具体的な事業を伴う提案となっているか

- ウ 事業の効果
  - ・提案事業を行うことで、県民に対して大きな効果が見込まれるか
  - ・県内に広域的に効果が波及するものであるか
- エ 手段の有効性
  - ・現状や課題がしっかり分析されており、その解決策としてふさわしいものであるか
- オ 手段の効率性
  - ・事業規模、水準、手法は適切なものとなっているか
  - ・想定される業務量が過大ではないか
- カ 緊要性
  - ・令和4年度に直ちに事業に取り組む必要があるか

## 6 意見募集

所管部局による事業の検討において、必要に応じ、県民の皆さんから意見を募集し、その意見もふまえ、所管部局は事業を構築する。

## 7 投票

### (1) 投票対象

所管部局において構築した事業に対し、県民の皆さんによる投票を実施する。

### (2) 投票者の要件

投票を行う時点において、満16歳以上であり三重県内に住所を有する者。

### (3) 投票者から除外する者

次のアからエまでのいずれかに該当すると認められるものは、投票者となることはできない。

ア 三重県職員

イ 三重県議会議員

ウ 法人

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）関係者

### (4) 投票方法

三重県電子申請・届出システム、メール又は郵送等により行う。

### (5) 投票回数

1人あたり1回とし、3事業まで投票することができる。また、投票者は意見を付すことができる。

## 8 事業の選定

県民の皆さんによる投票結果をふまえ、別途定める予算総額の範囲内で知事が事業を選定する。

## 9 結果の公表

選定された事業は、令和4年度当初予算の発表時に知事が公表する。なお、提案内容の審査結果や評価などに対する個別の回答は行わない。

## 10 権利の帰属

本制度において提案されたものに係る権利は、全て三重県に帰属するものとする。

## 11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等をふまえ、実施方法を変更する場合がある。

### 附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。